

公開率の算定・表記の見直しについて

資料6

	総収蔵数 (A)	内訳									公開数・公開率	
		①現用文書 =中間保管庫機能 (管理委任・管理委託文書数)			②非現用文書 (収集文書)			③その他行政資料・刊行物 ・図書・郷土資料			公開数 (e=c+d)	公開率 (分母にBを含む) (③=e/A)
		うち 公開数 (b)	公開率 (①=b/B)	(C)	うち 公開数 (c)	公開率 (②=c/C)	(D)	うち 公開数 (d)	公開率 (③=d/D)			
H28	208,182	89,679	0	0%	65,545	25,670	39.16%	52,958	50,530	95.42%	76,200	36.6%
H29	211,370	90,076	0	0%	67,870	26,204	38.61%	53,424	50,962	95.39%	77,166	36.5%
H30	213,463	90,669	0	0%	69,020	26,732	38.73%	53,774	51,416	95.61%	78,148	36.6%
R1	215,022	91,295	0	0%	69,511	26,897	38.69%	54,216	51,779	95.51%	78,676	36.6%
R2	216,210	91,917	0	0%	69,815	26,897	38.53%	54,478	52,774	96.87%	79,671	36.8%

従前、公開率算定上の分母に、元来公開不可である現用文書数を含めてきた
⇒適切でないと思量

※区分算定したグレーの網掛けのセルは、従前、非表示扱い。

	総収蔵数 (A)	内訳								
		①現用文書 =中間保管庫機能 (管理委任・管理委託文書数)			②非現用文書 (特定歴史公文書等)			③その他行政資料・刊行物 ・図書・郷土資料		
		うち 公開数 (b)	公開率 (①=b/B)	(C)	うち 公開数 (c)	公開率 (②=c/C)	(D)	うち 公開数 (d)	公開率 (③=d/D)	
R3	200,445	49,740	0	0%	40,971	**** 非公開情報の有無等を十分審査した上で原則公開	109,734	94,037	85.70%	

◎見直しの考え方

- (1)「現用文書」「非現用文書(特定歴史公文書等)」「その他」に区分して収蔵数、公開数、公開率を算定
- (2)ただし、「非現用(特歴)」の公開状況については実数でなく、定性的に「非公開情報の有無等を十分審査した上で原則公開」と表記。

※例規に基づき、利用審査において個人情報等非公開情報をダブルチェックにより、一層慎重かつ確実に行う必要がある。

仮に従前通り公開率を算定・公表すると、それを意識するあまり審査を急ぎ、誤りを誘発するリスクがある。

神奈川県立公文書館旧優生保護法優生手術個人情報開示事件などを踏まえて、取扱いには特段の留意が必要と考える。